

随意契約理由書

件名	神戸港水門・陸閘等遠隔操作・監視設備工事(その2)	
契約の相手方	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、平成30年度の工事で構築した、陸閘遠隔操作システムにおいて、新たに11箇所を遠隔操作のシステムに組み込む工事である。</p> <p>遠隔操作を行うために設置する遠隔操作盤等の機器については、システムを構成する設備の一部であり、操作対象を増やすため、システムのソフト改修が必要となるため、当初設置業者である西日本電信電話株式会社兵庫支店と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局 工務・防災部 工務課 設備係	(電話番号 595-6320)